

会議の概要

議長

定刻になりましたので、ただ今から平成29年11月、第20回総会を開会いたします。なお、本日の会議において農業委員会等に関する法律第29条により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。

出席農業委員会委員は、14名中14名出席、定足数に達しており、総会は成立しております。

出席を求めた農地利用最適化推進委員の出席人数は9名です。

開会時間は午後1時31分です。

質疑等は、挙手の後、許可を得て、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方はマナーモードに切り替えるか電源をお切りいただきますようお願いいたします。

続きまして、日程1 議事録署名委員の指名ですが、席次の順により逐次署名委員とすることとなっております。議席番号13番山田委員、1番清水委員をお願いいたします。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書審議について上程いたします。

申請番号1番について事務局より説明願います。

事務局

それでは、議案第1号申請番号1番について説明いたします。
(申請番号1番の内容について、記載事項を読み上げる。)

調査区は、八和田地区になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、議案第1号申請番号1番の現地調査について、八和田地区担当委員より報告をお願いします。

4番

議席番号4番田中が調査報告します。現地調査は、11月25日午前8時から、八和田地区農業委員5名と推進委員3名で行いました。申請場所ですが、県道菅谷寄居線を嵐山町方面へ向かい、嵐山小川ICの交差点を右折し、最初の手押し信号を左折。約400m進んだT字路を右折し約100m程進んだ両側になります。現在大根、ネギが作付されております。なお、受人が所有の他の農地については、畑は野菜が作付されていたり、きれいに耕うんされている状態です。田は自宅近くにあり作物を収穫後の耕うんした状態で問題ありません。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。質疑がある方は挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

議長 それでは採決にはいります。議案第1号 申請番号1番について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第1号 申請番号1番について、原案のとおり可決いたします。

続きまして議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請書審議について事務局より説明願います。

事務局 それでは、議案第2号申請番号1番について説明いたします。(申請番号1番の内容について、記載事項を読み上げる。)

調査区は、大河地区になります。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは、議案第2号申請番号1番の現地調査について、大河地区担当委員より報告をお願いします。

8番 議席番号8番根岸が調査報告します。現地調査は、11月24日9時から大河地区農業委員4名と推進委員2名で行いました。現地は国道254号線旧道を寄居町方面へ向かい、飯田交差点を左折し、約550m進んだところの左側に高く石積みをしたお宅がございます。その住まいの手前側の土地になります。狭いですが縦長で周囲は籐等で荒れておりますが、その土地はきれいに管理されています。特に問題ないと考えます。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 特にないようですので、採決いたします。議案第2号 申請番号1番について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第2号 申請番号1番について、原案のとおり可決いたします。

続きまして議案第2号 申請番号2番について事務局より説明願います。

事務局 それでは、議案第2号 申請番号2番について説明いたします。(申請番号2番の内容について、記載事項を読み上げる。)

調査区は、竹沢地区になります。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは、議案第2号申請番号2番の現地調査について、竹沢地区担当委員より報告をお願いします。

竹沢（尾上

竹沢地区推進委員尾上が調査報告します。現地調査は、11月24日9時から竹沢地区農業委員2名と推進委員2名で行いました。現地は国道254号線旧道を寄居町方面へ向かい、飯田交差点すぎ、約750m進んだところにある手押し信号をさらに約250mのところを左折し、約50m進んだところを右折して約200m進んだ右側になります。その土地は今まで草刈りをしてきれいに管理されています。申請者は耕作地にいろいろな方を呼んでイベントを行っています。また、地区の若者を中心とした会にも所属していろいろ活動しております。地元拠点施設を構えるということは地区としても大歓迎です。特に問題ないと考えます。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いします。

13番

議席番号13番山田です。受人が二人になっているがこの方々の関係は。

事務局

妻の父と義理の息子の関係です。付け加えますと、妻の父は他の市に住んでおりますが、転用の許可があり、工事が完成した暁には現在の住まいから今回の申請地に移り住み同居する予定です。

議長

他に質問がありますか。

(質疑なし)

議長

特にないようですので、採決いたします。議案第2号 申請番号2番について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第2号 申請番号2番について、原案のとおり可決いたします。

続きまして議案第2号 申請番号3番について事務局より説明願います。

事務局

それでは、議案第2号 申請番号3番について説明いたします。

(申請番号3番の内容について、記載事項を読み上げる。)

調査区は、八和田地区になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、議案第2号申請番号3番の現地調査について、八和田地区担当委員より報告をお願いします。

17番

議席番号17番千野が調査報告します。現地調査は、11月25日8時から八和田地区農業委員5名と推進委員3名で行いました。現地は県道熊谷小川線を熊谷市方面へ向かい、県道本田小川線と交差する

総合グラウンド入口交差点を左折し、約600m進んだ左側になります。現在は葛、篠が繁茂していて耕作放棄地の状態です。この西側は約6,000㎡あり受人である代表個人がブドウを栽培しております。代表個人は、10年前からブドウ栽培を始めていて栽培面積は現在2.2haに及び、約1030本ほどの規模とのことでした。本年の収穫量は5.5t、将来ブドウが成木になれば20tも可能ではないかとのことでした。従業員もいろいろな方の受入を考えているようです。製造卸の許認可がおりれば飲食店、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、小売店等に卸したいとのことでした。受人も前向きに事業を進めたいという強い願いが伝わってきました。近隣市町村への耕作放棄地解消の参考になればと思いました。特に問題ないと考えます。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いします。

3番 議席番号3番松本です。意欲的ですが、受人である代表者は何歳ですか。

事務局 49歳です。

8番 議席番号8番根岸です。非常に良い取り組みだと思います。この計画に対しては相当な金額になろうと思いますが資金計画はいかがですか。

事務局 収支計画表上では、売上総利益が平成32年にはプラスに転じてなっています。町ではワイン特区となり、比較的少ない量の醸造が可能となりました。ブドウの木も成木となればかなりの収穫量が期待でき、ジュースや加工品も考えているとのことでした。

議長 他に質問がありますか。

(質疑なし)

議長 特にないようですので、採決いたします。議案第2号 申請番号3番について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第2号 申請番号3番について、原案のとおり可決いたします。

続きまして議案第2号 申請番号4番について事務局より説明願います。

事務局 それでは、議案第2号 申請番号4番について説明いたします。

(申請番号4番の内容について、記載事項を読み上げる。)

調査区は、八和田地区になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、議案第2号申請番号4番の現地調査について、八和田地区担当委員より報告をお願いします。

9番

議席番号9番櫻井が調査報告します。現地調査は、11月25日八和田地区農業委員5名と推進委員3名で行いました。現地は県道熊谷小川線を熊谷市方面へ向かい、県道本田小川線と交差する総合グランド入口交差点を左折し、約300m進んだところを左折し、そこから約500m進んだ中高谷公会堂のところを右折し約100m進んだら左折して約50mいった右側になります。南側と東側が町道、西側に義理の父の自宅があります。北側はくぼ地になっていて果樹が植わっています。したがって住宅が建っても影響はないと思われます。生活排水につきましては、農業集落排水を使用することです。これらことから特に問題ないと考えます。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。質疑がある方は挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

それでは採決にはいります。議案第2号 申請番号4番について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第2号 申請番号4番について、原案のとおり可決いたします。

続きまして議案第2号 申請番号5番について事務局より説明願います。

事務局

それでは、議案第2号 申請番号5番について説明いたします。

(申請番号5番の内容について、記載事項を読み上げる。)

調査区は、八和田地区になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、議案第2号申請番号5番の現地調査について、八和田地区担当委員より報告をお願いします。

9番

議席番号9番櫻井が調査報告します。現地は県道熊谷小川線を熊谷市方面へ向かい、県道本田小川線と交差する総合グランド入口交差点を左折し、約300m進んだところを左折し、そこから約200m進んだ左側になります。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。質疑がある方

は挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

それでは採決にはいります。議案第2号 申請番号5番について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第2号 申請番号5番について、原案のとおり可決いたします。

続きまして議案第3号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の承認について事務局より説明願います。

事務局

それでは議案第3号について説明いたします。

農業基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、町から承認を求められています。今回の申請の合計は51件、81筆、95,180㎡です。この申請に基づく権利関係者からの同意要件はすべて満たしていることを報告します。よろしくをお願いします。

議長

ここでお諮りをいたします。本件は再設定、新規別に調査区ごとに審議したいと思えます。また、現地調査報告については農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限がかかる関係委員の審議を先に行い、その他番号が若い順からの処理したいと思えますが、いかがでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議長

それでは、小川地区の再設定から審議したいと思えます。申請番号1番から9番について上程いたします。

申請番号1番から9番について事務局より説明願います。

事務局

申請番号1番から9番の内容について、申請番号、受人、土地の所在、面積、設定別、期間の順に説明いたします。

(再設定の申請番号1番から9番の内容について記載事項を説明する。)

調査区につきましては、小川地区になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、現地調査報告を小川地区担当委員よりお願いします。

1番

議席番号1番清水が調査報告します。現地調査は11月24日、小川地区農業委員3名と推進委員2名のあわせて5名で行いました。

申請番号1番は、以前竹藪となっていたところを受人が解消し、現在も農地として利用しており、問題ないと思えます。

申請番号2番は、大豆を作付した後であり、問題ないと思います。
申請番号3番は、小麦が播種されていて問題ないと思います。
申請番号4番は、水稻を作付した後であり、問題ないと思います。
申請番号5番も、水稻を作付した後であり、問題ないと思います。
申請番号6番は、野菜が作付されており、問題ないと思います。
申請番号7番も、野菜が作付されており、問題ないと思います。
申請番号8番は、受人宅裏で、たい肥や牛が放牧されていて問題ないと思います。

小川（粟生田

小川地区推進委員粟生田が申請番号9番について調査報告します。
水稻を作付した後であり、問題ないと思います。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いします。

(意見・質問なし)

議長

特にないようですので、採決いたします。議案第3号 申請番号1番から9番までについて順次承認を取らせていただきます。

まず、申請番号1番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号2番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号3番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号4番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号5番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号6番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号7番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号8番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号9番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
続きまして、大河地区再設定を審議させていただきます。申請番号10番から11番までの説明を事務局から願います。

事務局

議案第3号申請番号10番から11番までの内容について説明いたします。

(再設定の申請番号10番から11番について記載事項を説明する)
調査区につきましては、大河地区になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは調査報告を大河地区担当委員から願います。

大河(島野)

大河地区推進委員島野が申請番号10番について現地調査の報告をします。11月24日に農業委員4名と推進委員2名のあわせて6名で行いました。野菜全般が作付されており、問題ないと思います。

大河(中村)

大河地区推進委員中村が申請番号11番について現地調査の報告をします。

議長

ありがとうございました。それでは、申請番10番から11番までについて一括審議に入ります。質問・意見等のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

ないようですので、申請番号10番から11番までについて順次承認を取らせていただきます。

まず、申請番号10番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号11番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
続きまして、竹沢地区再設定を審議させていただきます。申請番号12番から13番までの説明を事務局から願います。

事務局

議案第3号申請番号12番から13番までの内容について説明いたします。
(再設定の申請番号12番から13番について記載事項を説明する)
調査区につきましては、竹沢地区になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは調査報告を竹沢地区担当委員から願います。

竹沢 (尾上)

竹沢地区推進委員尾上が申請番号12番、13番について現地調査の報告をします。11月24日に農業委員2名と推進委員2名のあわせて2名で行いました。

申請番号12番は、農業用ハウスが建てられていて資材や作業ができ、問題ないと思います。

申請番号13番は、ブロッコリーや白菜が作付されており、問題ないと思います。

議長

ありがとうございました。それでは、申請番12番から13番までについて一括審議に入ります。質問・意見等のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

ないようですので、申請番号12番から13番までについて承認を取らせていただきます。

まず、申請番号12番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号13番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
続きまして、八和田地区再設定を審議させていただきます。申請番号14番から33番までになりますが、申請番号15番は議席番号7番田下委員が、申請番号17番は議席番号13番山田委員が関係する申請になります。農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで退席をお願いします。まず、申請番号15番について行いますので、議席番号7番田下委員の退席をお願いします。

(議席番号7番田下委員退席)

それでは、申請番号15番についての説明を事務局からお願いします。

事務局

議案第3号申請番号15番の内容について説明いたします。

(再設定の申請番号15番について記載事項を説明する)

調査区につきましては、八和田地区になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは調査報告を八和田地区担当委員からお願いします。

八和田（権田

八和田地区推進委員権田が申請番号15番について現地調査の報告をします。11月25日に農業委員5名と推進委員3名のあわせて8名で行いました。申請番号15番は、大根や大豆栽培の後があり、問題ないと思います。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いします。

(意見・質問なし)

議長

特にないようですので、採決いたします。議案第2号 申請番号15番について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、申請番号15番は承認されました。
それでは、審議終了ですので議席番号7番田下委員の審議参加を許可します。

(議席番号7番田下委員着席)

続きまして、申請番号17番について行いますので、議席番号13番山田委員の退席をお願いします。

(議席番号13番山田委員退席)

それでは、申請番号17番についての説明を事務局からお願いします。

事務局	議案第3号申請番号17番の内容について説明いたします。 (再設定の申請番号17番について記載事項を説明する) 調査区につきましては、八和田地区になります。以上です。
議長	ありがとうございました。それでは調査報告を八和田地区担当委員からお願いします。
八和田(湯本)	八和田地区推進委員湯本が申請番号17番について現地調査の報告をします。申請番号17番は、栗が栽培されており、問題ないと思います。
議長	ありがとうございました。それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いします。 (意見・質問なし)
議長	特にないようですので、採決いたします。議案第3号 申請番号17番について、賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、申請番号17番は承認されました。 それでは、審議終了ですので議席番号13番山田委員の審議参加を許可します。 (議席番号13番山田委員着席)
	続きまして、申請番号15番、17番を除く14番から33番までの説明を事務局からお願いします。
事務局	申請番号15番、17番を除く14番から33番までの内容について説明いたします。 (再設定の申請番号15番、17番を除く14番から33番について記載事項を説明する) 調査区につきましては、八和田地区になります。以上です。
議長	ありがとうございました。それでは調査報告を八和田地区担当委員からお願いします。
八和田(権田)	八和田地区推進委員権田が申請番号14番、16番について現地調査の報告をします。 申請番号14番は、サツマイモ、ジャガイモが収穫されており、問題ないと思います。 申請番号16番は、水稻を作付した後であり、問題ないと思います。
八和田(湯本)	八和田地区推進委員湯本が申請番号18番、19番について現地調

査の報告をします。

申請番号18番は、キイチゴが栽培されています。少し草は伸びていますが、問題ないと思います。

申請番号19番は、ブルーベリーが栽培されています。こちらも少し草が伸びていますが、問題ないと思います。

八和田（権田）

八和田地区推進委員権田が申請番号20番について現地調査の報告をします。申請番号20番は、ナタネ、玉ねぎが栽培され、問題ないと思います。

八和田（高橋）

八和田地区推進委員高橋が申請番号21番から33番について現地調査の報告をします。

申請番号21番は、コマツナが栽培されており、問題ないと思います。

申請番号22番は、人参が栽培されており、問題ないと思います。

申請番号23番は、育苗ハウスで育苗中であり、問題ないと思います。

申請番号24番は、耕うんされていて作付準備されており、問題ないと思います。

申請番号25番は、玉ねぎが栽培されており、問題ないと思います。

申請番号26番は、水稻を作付した後であり、問題ないと思います。

申請番号27番も、水稻を作付した後であり、問題ないと思います。

申請番号28番も、水稻を作付した後であり、問題ないと思います。

申請番号29番も、水稻を作付した後であり、問題ないと思います。

申請番号30番も、水稻を作付した後であり、問題ないと思います。

申請番号31番は、白菜が栽培されており、問題ないと思います。

申請番号32番は、人参が栽培されており、問題ないと思います。

申請番号33番は、白菜が栽培されており、問題ないと思います。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いします。

（意見・質問なし）

議長

特にないようですので、採決いたします。議案第3号 申請番号15番、17番を除く14番から33番までについて、順次承認を取らせていただきます。

まず、申請番号14番について承認することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

次に、申請番号16番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

次に、申請番号18番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

次に、申請番号19番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

次に、申請番号20番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

次に、申請番号21番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

次に、申請番号22番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

次に、申請番号23番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

次に、申請番号24番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

次に、申請番号25番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

次に、申請番号26番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

次に、申請番号27番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

次に、申請番号28番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

次に、申請番号29番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

次に、申請番号30番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

次に、申請番号31番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

次に、申請番号32番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

次に、申請番号33番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
続きまして、新規設定の審議を行います。
小川地区の新規設定、申請番号34番から38番までの説明を事務局からお願いします。

事務局

申請番号34番から38番の内容について説明いたします。
(新規設定の申請番号34番から38番について記載事項を説明する)
調査区につきましては、小川地区になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは調査報告を小川地区担当委員からお願いします。

小川 (内野)

小川地区推進委員内野が申請番号34番から37番までについて調査報告します。
申請番号34番は、耕うんしてあり問題ありません。
申請番号35番も、耕うんしてあり問題ありません。
申請番号36番は、ブドウが栽培してあり問題ありません。
申請番号37番は、ブドウが栽培してあり問題ありません。

小川 (粟生田)

小川地区推進委員粟生田が申請番号38番について調査報告します。
申請番号38番は、ゴマの収穫あとであり問題ありません。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いします。

(意見・質問なし)

議長

特にないようですので、採決いたします。議案第3号 申請番号34番から38番までについて、順次承認を取らせていただきます。
まず、申請番号34番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号35番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号36番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号37番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号38番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
続きまして、大河地区新規設定を審議させていただきます。申請番号39番の説明を事務局から願います。

事務局

議案第3号申請番号39番の内容について説明いたします。
(新規設定の申請番号39番について記載事項を説明する)
調査区につきましては、大河地区になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは調査報告を大河地区担当委員から願います。

大河(島野)

大河地区推進委員島野が申請番号39番について現地調査の報告をします。草刈りがされており、管理され問題ないと思います。

議長

ありがとうございました。それでは、申請番39番について審議に入ります。質問・意見等のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

ないようですので、申請番号39番について承認を取らせていただきます。
申請番号39番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
続きまして、竹沢地区新規設定を審議させていただきます。申請番号

40番の説明を事務局からお願いします。

事務局

議案第3号申請番号40番の内容について説明いたします。
(新規設定の申請番号40番について記載事項を説明する)
調査区につきましては、竹沢地区になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは調査報告を竹沢地区担当委員からお願いします。

竹沢（尾上

竹沢地区推進委員尾上が申請番号40番について現地調査の報告をします。耕運されていてすぐにでも作付でき、問題ないと思います。

議長

ありがとうございました。それでは、申請番40番について審議に入ります。質問・意見等のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

ないようですので、申請番号40番について承認を取らせていただきます。

申請番号40番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
続きまして、八和田地区新規設定を審議させていただきます。申請番号41番から51番までになりますが、申請番号41番は八和田地区推進委員権田委員が、申請番号44番は議席番号13番山田委員が、申請番号49番は議席番号7番田下委員が関係する申請になります。農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで退席をお願いします。まず、申請番号41番について行いますので、八和田地区推進委員権田委員の退席をお願いします。

(八和田地区推進委員権田委員退席)

それでは、申請番号41番についての説明を事務局からお願いします。

事務局

議案第3号申請番号41番の内容について説明いたします。
(再設定の申請番号41番について記載事項を説明する)
調査区につきましては、八和田地区になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは調査報告を八和田地区担当委員からお願いします。

八和田（湯本

八和田地区推進委員湯本が申請番号41番について現地調査の報告をします。柿の木、花桃が各一本ずつ植えてあってその他は雑草が生えています。これを整地して大豆を作付する予定と聞いています。

問題ないと思います。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いします。

(意見・質問なし)

議長

特にないようですので、採決いたします。議案第3号 申請番号41番について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、申請番号41番は承認されました。それでは、審議終了ですので八和田地区推進委員権田委員の審議参加を許可します。

(八和田地区推進委員権田委員着席)

続きまして、申請番号44番について行いますので、議席番号13番山田委員の退席をお願いします。

(議席番号13番山田委員退席)

それでは、申請番号44番についての説明を事務局からお願いします。

事務局

議案第3号申請番号44番の内容について説明いたします。

(再設定の申請番号44番について記載事項を説明する)

調査区につきましては、八和田地区になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは調査報告を八和田地区担当委員からお願いします。

八和田 (湯本)

八和田地区推進委員湯本が申請番号44番について現地調査の報告をします。柿の木、花桃が各一本ずつ植えてあってその他は雑草が生えています。これを整地して大豆を作付する予定と聞いています。問題ないと思います。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いします。

(意見・質問なし)

議長

特にないようですので、採決いたします。議案第3号 申請番号44番について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、申請番号44番は承認されました。

それでは、審議終了ですので議席番号13番山田委員の審議参加を許可します。

(議席番号13番山田委員着席)

続きまして、申請番号49番について行いますので、議席番号7番田下委員の退席をお願いします。

(議席番号7番田下委員退席)

それでは、申請番号49番についての説明を事務局からお願いします。

事務局

議案第3号申請番号49番の内容について説明いたします。
(再設定の申請番号49番について記載事項を説明する)
調査区につきましては、八和田地区になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは調査報告を八和田地区担当委員からお願いします。

八和田(高橋)

八和田地区推進委員高橋が申請番号49番について現地調査の報告をします。大根が作付されていて、問題ないと思います。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いします。

(意見・質問なし)

議長

特にないようですので、採決いたします。議案第3号 申請番号49番について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、申請番号49番は承認されました。
それでは、審議終了ですので議席番号7番田下委員の審議参加を許可します。

(議席番号7番田下委員着席)

続きまして、申請番号44番、49番を除く申請番号42番から51番までについて行います
事務局より説明願います。

事務局

申請番号44番、49番を除く申請番号42番から51番の内容について説明いたします。

(新規設定の申請番号44番、49番を除く申請番号42番から51番の内容について記載事項を説明する)

調査区につきましては、八和田地区になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは調査報告を八和田地区担当委員からお願いします。

八和田（権田

八和田地区推進委員権田が申請番号42番について調査報告します。こちらは、枯草やチップをたい肥にするための場所にするとのことで問題ありません。

八和田（湯本

八和田地区推進委員湯本が申請番号43番、45番について調査報告します。

申請番号43番は、BRで小麦が作付されたあとで問題ないと思います。

申請番号45番は、今年は水稻を作付しましたが、耕うんされきれいになっており、問題ないと思います。

八和田（高橋

八和田地区推進委員高橋が申請番号49番を除く46番から51番までについて調査報告します。

申請番号46番は、耕うんされ作付の準備がされており問題ないと思います。

申請番号47番は、今年は水稻を作付しましたが、耕うんされきれいになっており、問題ないと思います。

申請番号48番は、耕うんされきれいになっており、問題ないと思います。

申請番号50番は、BRで今年は休耕になっておりますが、きれいに管理されており問題ないと思います。

申請番号51番も、BRで今年は休耕になっておりますが、きれいに管理されており問題ないと思います。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いします。

(意見・質問なし)

議長

特にないようですので、採決いたします。議案第3号 申請番号44番、49番を除く申請番号42番から51番までについて、順次承認を取らせていただきます。

まず、申請番号42番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。次に、申請番号43番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号45番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号46番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号47番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号48番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号50番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号51番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
続きまして、日程第5報告第1号 農地法第5条1項6号の規定による届出についての報告を事務局からお願いします。

事務局

報告第1号 農地法第5条1項6号の規定による届出について報告いたします。

(申請番号1番から2番の内容を報告する。)

これにつきましては、会長専決により書類を受理しました。以上です。

議長

ただ今の報告第1号について、質問、意見ございますか。

(質問・意見なし)

議長

特にないようですので、報告案件ですのでご了解ください。
続きまして、日程第6報告第2号 農地改良等に係る届出についての報告を事務局からお願いします。

事務局

報告第2号 農地改良等に係る届出について報告いたします。

(申請番号1番の内容を報告する。)

これにつきましては、会長専決により書類を受理しました。以上です。

議長

ただ今の報告第2号について、質問、意見ございますか。

(質問・意見なし)

議長

特にないようですので、報告案件ですのでご了解ください。

以上で議案はすべて終了しました。

これをもちまして、第20回小川町農業委員会を閉会します。

閉会時間午後4時44分です。